

◎新潟県告示第386号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により、昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成29年3月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 森林地域から次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟県全ての森林地域の一部	6

2 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
胎内市の一部	2
阿賀野市の一部	3
長岡市の一部	2
上越市の一部	3
妙高市の一部	8
糸魚川市の一部	1